



八兵衛の歴史と歩む

水土里ネット 雲出井

第 25 号

発行日 令和 5 年 4 月 20 日
発行者 雲出井土地改良区
住 所 津市高茶屋小森町
電 話 059-235-0536



新役員（理事 8 名、監事 4 名）
雲出井土地改良区事務所前にて（令和 5 年 4 月 19 日撮影）

◆◆◆ 新役員紹介 ◆◆◆

（任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

| 役職名 | 氏 名 | 地区名 |
|--------|-------|--------|
| 理 事 長 | 佐藤 研一 | 高茶屋 |
| 副理事長 | 薄井 俊信 | 新 家 |
| 会計担当理事 | 倉田 武久 | 木 造 |
| 理 事 | 小田 峯一 | 戸 木 |
| 理 事 | 原田 文春 | 雲出島貫 |
| 理 事 | 宮崎 辰男 | 雲出長常 |
| 理 事 | 山出 正己 | 久居元町 |
| 理 事 | 山口 信子 | 藤 方 |
| 代表監事 | 北山 幹雄 | 高茶屋 |
| 監 事 | 青木 孝一 | 牧 |
| 監 事 | 箕田 伸夫 | （員外監事） |
| 監 事 | 山崎 誠司 | 雲出本郷 |

理事長就任のご挨拶

雲出井土地改良区 理事長 佐藤 研一



新緑に覆われ農業が忙しい季節になってまいりました。組合員の皆様には日ごろから当土地改良区の運営に深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年 3 月 31 日に役員の任期が満了し、皆様のご推挙により不肖私が、前木下理事長の後を受け理事長を務めることになりました。微力ではありますが、全力を尽くす所存でございますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

さて、雲出井土地改良区が誕生して 74 年目を迎えますが、農業を取り巻く情勢は以前にも増して厳しいものがあります。不安定な世界情勢による先が見通せない状況、農業資材・肥料・燃料の高騰による農業経営の圧迫、頭首工・雲出用水路の老朽化対策など課題が山積しております。

当土地改良区といたしましても行政への支援要望を行うとともに、施設の老朽化対策に対しましては国をはじめとする最も有効な補助を受け、頭首工や雲出用水路の改修工事・維持管理に努め、地域農業の生命線として長年先人達が守り育ててきた雲出用水を後世に引継ぎ、皆様とともに優良農地の保全と農業振興に全力を尽くして参ります。

最後になりましたが、どうか皆様には健康にご留意をいただくと共に、今後とも皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

第 73 回通常総代会

日時 令和 5 年 3 月 11 日（土）10：00～
場所 津市雲出長常町「くもづホテル」

【提出議案】

- 議案第 1 号 令和 3 年度事業報告の承認について
- 議案第 2 号 令和 3 年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第 3 号 令和 3 年度土地改良事業積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 4 号 令和 3 年度農地転用決済金積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 5 号 令和 3 年度維持管理積立金特別会計収支決算の承認について
- 議案第 6 号 令和 3 年度財産目録の承認について
- 議案第 7 号 令和 4 年度一般会計収支補正予算の承認について
- 議案第 8 号 令和 5 年度事業計画の議決について
- 議案第 9 号 令和 5 年度一般会計収支予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 5 年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 議案第 11 号 農地転用決済金の金額の議決について
- 議案第 12 号 令和 5 年度金銭預入先金融機関の議決について
- 議案第 13 号 令和 5 年度役員等の報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第 14 号 任期満了に伴う役員選挙について



令和 5 年度 **財務状況の公表**に係る公告をします。

- 公告の期間
令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 8 月 10 日
(10 日間)
- 公告の場所
津市役所掲示場・雲出井土地改良区事務所

現在総代総数 48 名中、40 名が出席し、第 73 回通常総代会が「くもづホテル」会議室にてコロナ感染拡大防止対策の上、4 年ぶりに通常開催されました。

議長に、雲出島貫町の伊豆川恭英総代を選任し、議事に入りました。
上程された議案は、いずれも原案通り可決、承認されました。

◆◆◆ 40 名の総代の皆様です ◆◆◆

（任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

総代会では、定款変更や収支予算等、組織の運営に重要な事項が議決されます。

| 地区名 | 氏 名 | 地区名 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|-------|
| 戸 木 | 内田 啓介 | 雲出本郷 | 長尾 宏明 |
| | 大井 一司 | | 山本 優 |
| | 飯田 敏美 | | 加納 真吾 |
| | 谷井 茂子 | | 五家 政治 |
| 久居元町 | 山出 晃 | 雲出長常 | 大田 光郎 |
| | 海津 正周 | | 川口 忠則 |
| | 信籐 栄二 | | 川口 徳信 |
| 川 方 | 松下 司 | 雲出伊倉津 | 和田 守郎 |
| | 鈴木 祐一 | | 伊豆川恭英 |
| 牧 | 真弓 正郎 | 雲出島貫 | 太田 清司 |
| | 青木 紀一 | | 溝口 久一 |
| | 梶原 俊昭 | | 黒宮 健次 |
| 新 家 | 大西 弘樹 | 高茶屋 | 奥山 五平 |
| | 中村 直樹 | | 中尾 敏秋 |
| | 畑 公雅 | | 小川 拓 |
| 木 造 | 山田 靖久 | 藤 水 | 小堀 一次 |
| | 伊藤美恵子 | | 市川 静男 |
| | 倉田 嘉則 | | |
| | 野口 純生 | | |
| | 奥田 公生 | | |
| | 國枝 政克 | | |
| | 山際 章 | | |
| 田口 慶則 | | | |



◆◆◆ 通水が始まりました ◆◆◆

各地区の取水予定日は以下の通りです

| 地 区 名 | 月 日 | |
|-----------|----------|----------|
| 雲出・高茶屋・藤水 | 4 月 20 日 | |
| 戸 木 | 4 月 25 日 | |
| 小戸木 | 東 早植え地区 | 5 月 2 日 |
| | 南 遅植え地区 | 5 月 26 日 |
| 木 造 | 4 月 26 日 | |
| 新 家 | 中野・一号用水 | 4 月 29 日 |
| | 二号用水 | 5 月 4 日 |
| | 大井水路 | 5 月 28 日 |
| 川方・牧 | 5 月 10 日 | |
| 元 町 | 西浦川田 | 5 月 19 日 |
| | 地藏前・本村橋 | 6 月 3 日 |

節水にご協力下さい !!

水は限りある資源です。節水にご協力いただき、円滑な通水ができるようご協力をお願いします。

◆◆◆ 夏期停水 ◆◆◆

夏期除草等清掃作業のため、停水します

6/30・7/1（2 日間）

財産目録

令和4年5月31日現在 (単位:円)

| 摘要 | | 金額 | |
|-----------|---------------------------|----------------|-------------|
| 資産 | | | 151,415,462 |
| 流動資産 | 現金及び預金 未収入金 | 1. 現金及び預金 | 4,154,025 |
| | | 2. 未収賦課金 | 102,040 |
| | 特定資産 | 1. 土地改良事業特別積立金 | 48,068,809 |
| | | 2. 農地転用決済金積立金 | 38,335,566 |
| | | 3. 維持管理積立金 | 23,029,500 |
| | 基本財産 | 1. 農林中央金庫出資金 | 260,000 |
| | | 2. みえなか農協出資金 | 6,000 |
| | 固定資産 | 1. 土地 | 21,384,962 |
| | | 2. 建物 事務所・資材倉庫 | 11,345,450 |
| | | 3. 機械器具 一式 | 2,429,410 |
| 4. 備品 一式 | | 1,243,700 | |
| 5. ソフトウェア | | 1,056,000 | |
| | | | 37,459,522 |
| 負債 | 各種積立金 (土地改良事業、農転決済金、維持管理) | | 109,433,875 |

令和5年度 主要事業計画

| | | | |
|----|---|-------|----------------|
| 4月 | 通水前の水路清掃 西島八兵衛翁記念祭(協賛)、取水開始 理事会、雲出井土地改良区報発送 | 9月 | 取水終了、施設点検 |
| 5月 | 経常賦課金賦課徴収 (納期:5/22) | 10月 | 理事会、各種研修会参加 |
| 6月 | 監事会 (決算監査)、理事会 | 11月 | 未収賦課金督促整理 |
| 7月 | 草刈り清掃 (夏期停水 6/30~7/1) | 12月 | 理事会 |
| 8月 | 理事会 | R6.1月 | 予算書(案)作成 |
| | | 2月 | 監事会 (中間監査)、理事会 |
| | | 3月 | 通常総代会 |

令和5年度 一般会計収支予算書

| 収入の部 | | | | 支出の部 | | | |
|-------------|------------|------------|-------|--------------|------------|------------|-------|
| 単位:千円 | | | | 単位:千円 | | | |
| 款 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 款 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 |
| 1. 土地改良事業収入 | 9,860 | 9,900 | ▲ 40 | 1. 土地改良事業費支出 | 6,736 | 6,531 | 205 |
| 2. 附帯事業収入 | 309 | 309 | 0 | 2. 一般管理費支出 | 11,471 | 11,880 | ▲ 409 |
| 3. 補助金等収入 | 1,312 | 1,812 | ▲ 500 | 3. 固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 |
| 4. 特定資産運用収入 | 71 | 71 | 0 | 4. 特定資産積立支出 | 800 | 300 | 500 |
| 5. 業務受託料収入 | 1,395 | 895 | 500 | 5. 雑支出 | 310 | 310 | 0 |
| 6. 雑収入 | 112 | 107 | 5 | 6. 繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| 7. 特定資産取崩収入 | 4,558 | 4,227 | 331 | 7. 予備費 | 300 | 300 | 0 |
| 8. 繰越金 | 2,000 | 2,000 | 0 | | | | |
| 収入合計 | 19,617 | 19,321 | 296 | 支出合計 | 19,617 | 19,321 | 296 |

組合員の皆様へ!!

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・賃借等があった場合

住所の変更をする場合

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ
転用する場合

※ 組合員資格の異動や農地転用(地区除外)の届きは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

「組合員資格得喪通知書」を提出して下さい

当改良区の台帳は、他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても通知されず更新できません。
直接、届出いただかないと台帳等の変更ができないため賦課金は従来の組合員に賦課されますのでご注意ください。

「組合員資格得喪通知書」は当改良区にあります。[ホームページからもダウンロードできます。](#)

「農地転用等の通知書」等を提出し、必要な決済を行って下さい

農地転用や公共事業による買収で、地区除外される場合は「決済金」の納付が必要となります。
「決済金」は、残存農地が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

「農地転用等の通知書」等は当改良区にあります。[ホームページからもダウンロードできます。](#)

令和5年度賦課金について

- 経常賦課金の額…… 2,000円 (1,000㎡当たり)
- 賦課基準日…… 令和5年4月1日
- 賦課金徴収期限…… 令和5年5月22日
- 自動振替……5月22日1回のみ
(預金残高のご確認をお願いします)

賦課の根拠
この賦課金は土地改良法第36条及び雲出井土地改良区定款の規定により賦課します。

納付義務者
毎年度4月1日現在、雲出井土地改良区の組合員名簿に登録されている方に賦課します。

令和5年度 決済金額

| 転用目的 | 決済金 |
|-----------------------------|------------|
| 畑地に転用する場合 | 1㎡当たり 10円 |
| 本人が農地以外に用いる場合 で利益を伴わないもの | 1㎡当たり 10円 |
| 農地以外に用いる場合 | 1㎡当たり 100円 |

土地改良区の概要

- ◆ 受益面積 469.9ヘクタール
 - ◆ 組合員数 887人
- 令和5年4月1日現在